富山労働局発表
平成 26 年７月 14 日(月)

連　絡　先	
富山労働局　労働基準部　監督課	
監督課長	片野　圭介
専門監督官	粟山　剛
電話０７６―４３２―２７３０ Fax ０７６―４３２―６０８９	

建設工事現場に対する一斉監督の実施結果について

富山労働局（局長　吉田研一）及び県内４つの労働基準監督署では、平成 26 年７月１日（火）から同年７月７日（月）までの間、建設工事における墜落災害、車両系建設機械等による災害、土砂崩壊災害や熱中症の防止等を重点事項として、夏季における労働災害防止対策の徹底を図るため、県内の建設工事現場に対する局署合同の一斉監督指導を集中的に実施したので、その結果について、下記のとおり発表します。

記

１　監督実施結果等

県内で施工中の土木及び建築工事のうち 117 事業場(88 現場)に対して監督を実施し、そのうち 78 事業場 (66.7%)[49 現場(55.7%)]に対し、是正勧告又は指導を行った。（下表参照）

【監督実施件数、是正勧告又は指導状況等】

	土木工事		建築工事		合　計	
	事業場数(注)	現場数	事業場数	現場数	事業場数	現場数
監督指導実施数 A(件)	54	47	63	41	117	88
是正勧告･指導数 B(件)	25	18	53	31	78	49
違反・指導の割合 (B／A)	46.3%	38.3%	84.1%	75.6%	66.7%	55.7%

注)工事現場には、元請のほか下請事業場が入場しているため、「事業場数」は「現場数」よりも多くなります。

２　主な法違反の内容

監督指導時に是正勧告を行ったものについて、主な法違反の内容は、墜落防止措置の不備[25 事業場(20 現場)]、車両系建設機械災害の防止措置の不備[10 事　業場(10 現場)]等であった。

なお、墜落防止措置に不備があったもののうち、特に墜落等の危険がある場所で作業を行っていた６事業場(５現場)に対しては、作業停止・

立入禁止等の行政処分を行った。
主な違反内容は以下のとおり。

【是正勧告の主な内容】〔＊（　）内は是正勧告又は指導を行った事業場数又は現場数に占める割合〕

① 墜落・転落防止措置の不備	25事業場(21.4%)[20現場(22.7%)]
うち、足場・架設通路等の墜落・転落防止措置の不備	21事業場(17.9%)[16現場(18.2%)
②車両系建設機械による危険防止措置の不備	10事業場(8.5%)[10現場(11.4%)
③無資格者による車両系建設機械・移動式クレーンの運転	2事業場(1.7%)[2現場(2.3%)]
④車両系建設機械等の特定自主検査の未実施	3事業場(2.6%)[3現場(3.4%)]

【行政処分の主な内容】

○足場・開口部等の墜落危険箇所に係る作業停止・立入禁止	6事業場(5.1%)[5現場[5.7%]

３　労働災害発生状況

富山県内の死亡労働災害は、平成26年１月から６月までの間に、全産業で４件（４名）発生しています。そのうち、建設業は２件で、前年同期より２件（２名）増になっています。（速報値）

また、休業４日以上の労働災害については、富山県内の全産業で550件であり、対前年同期比40件(7.8%)増加しています。建設業においても、82件で対前年同期比６件(7.9%)増加しています。（前年同期の速報値との比較）